

板倉町 子ども読書活動推進計画



令和2年4月

板倉町教育委員会

目 次

1	計画の策定について	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の期間	1
(3)	計画の推進方針	1
2	計画推進のための取組について	
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	2
(2)	地域における子どもの読書活動の推進	2
(3)	学校等における子どもの読書活動の推進	3
(4)	関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進	3
3	資料	
(1)	関係法令	4

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

現在、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また、読書の在り方にも大きな影響が及んでいます。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもの頃の読書活動が多い子どもほど、大人になって未来志向や社会性などの意識・能力が高いという調査研究結果も報告されています。

国においては、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を策定し、また、群馬県においても平成27年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

このたび、板倉町においても、関連するこれらの計画等を踏まえながら、子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的に、「板倉町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

(3) 計画の推進方針

板倉町は、次の取組を通じ、本計画の推進を図ります。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 地域における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが初めて本と出会う場所です。

家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めることにもつながります。

また、親は、子どものうちから読書週間を身に付けることの重要性を理解し、日常の生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、子どもの読書活動に積極的に関わっていくこと（「親自身が読書する姿を子どもに見せる」「子どもと一緒に図書館に出かける」「読み聞かせ会に参加する」等）が必要です。

<具体的な取組>

- ① 講演会や研修会、読書活動普及のためのイベントなど、子どもだけでなく親に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。
- ② 公民館図書室は、子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する推薦図書や貸出図書のランキング等についてのブックリストの作成・改訂を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことができる環境を整備していく必要があります。

特に、公民館図書室は、子どもが学校以外で多くの本と出合える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。

そのため、公民館図書室では、専門職員により年齢や目的に応じた図書等を計画的にそろえるとともに、その活用や普及に努めていく必要があります。

また、その時々子どもを取り巻く社会環境等を十分認識した上で、子どもや親に対して読書活動の普及や習慣化を推進していく必要があります。

さらに、子どもを持つ親の多くが参加する行事や足を運ぶ場所を中心に読書の普及活動を実施するなど、効果的に取組を進めるとともに、子ども育成会やPTAといった社会教育関係団体の協力を得ていくことも大切です。

<具体的な取組>

- ① 公民館図書室は、児童図書の充実に努めるとともに、他市町図書館との間での相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② 公民館図書室に加え、児童館においても、読み聞かせ会などの子どもが読書に興味・関心を持つようなイベントを開催します。
- ③ 子ども育成会やPTA等の社会教育関係団体を通じた活動などにより、親に対する読書活動への理解を得る取組を進めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校等においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。

幼稚園や保育園においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることが必要です。

また、学校図書室は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書資料を整備・充実させていくことが必要です。

<具体的な取組>

- ① 幼稚園や保育園は、図書に触れることができるスペースの確保に努めることにより、絵本や物語に親しむ環境の整備を図ります。
- ② 学校図書室は、公民館図書室の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。

(4) 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

学校図書室は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、公民館図書室と連携・協力することが必要です。

また、公民館図書室は、地域・文化の振興や地域の人づくりのため、また将来の利用者を育てる観点から、学校図書室に対する支援を行うことが大切です。

さらに、公民館図書室や学校図書室は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の推進を図ることが大切です。

<具体的な取組>

- ① 公民館図書室と学校図書室の連携・協力を推進します。

特に学校図書室は、公民館図書室からの団体貸出制度を積極的に活用するとともに、学校司書を対象とした実務研修を受講する等により、子どもの読書環境の維持・向上を図ります。

また、公民館図書室と学校図書室が連携して図書イベントを実施することで、子どもの読書の幅を広げ、読書量確保を目指します。

- ② 公民館図書室と学校図書室は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体（読み聞かせボランティア等）との連携を推進します。

3 資料

1 関係法令

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども

の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子どもの読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日に趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。